

＜上里町パブリックコメント実施要綱の考え方＞

上里町

パブリックコメント（Public Comment）とは、公的な機関が規則あるいは命令などにより制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見や情報の改善案など（＝コメント）を求める手続きのことをいいます。

町では、政策等を策定するときに、決定する前にその案を町民に公表し、皆さんからその案に対する意見を受け、寄せられた意見を考慮して、最終的な案を決定します。なお、この決定に併せ、寄せられた意見に対する町の考え方も一緒に公表する一連の手続きを定めたものです。

1 パブリックコメントの目的は

（目的）

第一条 この要綱は、パブリックコメントに関して基本的な事項を定め、町の政策等策定過程において、住民の多様な意見及び情報を把握し、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上及び町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

パブリックコメントの目的は、町の基本的な政策などを策定する際に、事前にその案を公表し、町民から広く意見を伺い、多様な意見を政策等に反映することで、政策等決定過程への町民の参画機会の提供を図り、町民と協働したまちづくりを促進します。また、政策等決定過程における行政の意見などを公表することで、町の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 パブリックコメントとは

（定義）

第二条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の基本的な政策に関する計画等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、その計画等の案、その他必要な事項を事前に町民に広く公表し、これらについて町民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等の概要及びその意見に対する町の考え方を公表し、町民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

パブリックコメントとは、町の基本的な政策に関する計画などを策定する過程において、その案を町のホームページなどを通じ、広く町民に公表し、町民の誰もが意見を述べる機会を設定し、その意見に対する町の考え方を公表し、議論を深め政策等に反映させていく一連の手続きを定めたものです。この制度の導入により、町民からの意見を聴くための統一的なルールを確立し、計画段階での町民の参加を促進するとともに策定段階の透明性の向上を図るものです。

3 パブリックコメントに参加できる人は

- 2 この要綱において「町民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (一) 町内に住所を有する者
 - (二) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - (三) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (四) 町内の学校に在学する者
 - (五) 町税の納税義務を有するもの
 - (六) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

意見書を提出できる対象者を町内に在住、在勤、在学する個人とし、更に、町内の法人や団体を加えております。また、町外の在住者でも町税の納税義務者や利害関係なども「町民」として広く位置付け、この制度の意見を提出できる者としてます。

4 パブリックコメントを実施する行政機関は

- 3 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。
- (一) 町長
 - (二) 教育委員会
 - (三) 選挙管理委員会
 - (四) 公平委員会
 - (五) 監査委員
 - (六) 農業委員会
 - (七) 固定資産評価審査委員会

このパブリックコメント制度を実施する機関として町長部局をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の7行政機関を指定してます。

5 パブリックコメントの対象となる政策等と対象外は

(対象)

第三条 パブリックコメントの対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (一) 町の総合的な構想、計画又はその他町の基本的な方針、計画の策定又は変更
- (二) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (三) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (四) その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの

パブリックコメントの対象となる政策等についての基本的な考え方は、町民生活や事業活動に直接的に大きな影響を与えるもので、町内の全区域又は全町民を対象する構想、基本計画の策定、変更や基本条例の制定、改廃を想定しています。

一般的には、基本条例や基本計画などと呼称されるものが該当しますが、特定の名称による規定はできませんので、それぞれの内容を照らし合わせ判断することになります。

(適用除外)

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを適用しないことができる。

- (一) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (二) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (三) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続きに準ずる手続きを経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が政策等を策定する場合

パブリックコメントの対象となる政策等であっても制度の適用を除外する場合を定めています。

「緊急を要する場合」とはパブリックコメントを実施する期間がない、期間を置くと政策効果が損なわれるなどの理由がある場合とし、「軽微なもの」とは、基本的な事項の改正がないものや、法令などの上位のものの変更に伴う表現などの一部変更を行う場合などです。

地方税の賦課や徴収と分担金、使用料及び手数料の徴収については、パブリックコメント制度に馴染まないためこの制度の対象から除外しています。

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に規定する附属機関などがパブリックコメントに準じた手続きを経て報告、答申等を行い政策等を策定する場合」とは、町長が設置した審議会・協議会などの附属機関などにおいて、既にパブリックコメント制度の実施や同様な方法によって、答申・報告などがなされた場合には、その答申・報告などを尊重し、政策等の決定を進めるため町の行政機関では、パブリックコメントを行わないことができます。

6 パブリックコメントの対象となる政策等案の公表は

(公表の時期等)

第五条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案(以下「案」という。)を公表しなければならない。

2 前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (一) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (二) 案の概要及び案
- (三) 案を作成するために必要な参考資料

パブリックコメントを実施する場合には、政策等を決定しようとする時期を考慮し、意見書の提出期間や提出された意見を反映することが可能となる期間をあらかじめ設定し、素案の段階で公表します。このため政策を決定するための期間が少なくとも1ヶ月以上は必要となります。

(公表の方法等)

第六条 前条の規定による案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (一) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (二) 町のホームページ等に掲載
- (三) その他実施機関が定める方法

2 実施機関は、前項に定めるもののほか必要に応じて、町民に周知されるよう努めるものとする。

政策等の案を公表する場合には、町民がその内容を十分に理解できるよう、わかりやすく資料を作成し、添付します。

政策等案を町民に告知するための公表方法は、実施機関が指定する場所での閲覧や町のホームページ等に掲載、その他実施機関が定める方法で行います。具体的には、町のホームページに掲載することで町外にも情報を提供するとともに町役場や公民館などの公共施設の窓口に備え付けにより

閲覧ができます。また、その他の方法としては、案の貸し出しなど必要に応じた方法により行います。

7 パブリックコメントへの意見提出は

(意見等の提出期間)

第七条 実施機関は、第五条の規定する案の公表の日から三十日以上の間を設けて、その期間内に町民から当該案に対する意見等の提出を受けものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

意見等の提出期限は、公表の日から 30 日以上を設けるものとします。

なお、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにしたうえで、提出期間を短縮することができます。

(意見等の提出方法)

第八条 前条に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(一) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(二) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

(三) ファクシミリ

(四) 電子メール

(五) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする町民は、住所、氏名、連絡先その他町民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

意見の提出方法に意見書様式や提出期限を付し、あらかじめ案の公表時に必ず明示します。実施機関が指定する場所とは、所管課への持参としますが、そのほか郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出方法を加えています。その他実施機関が定める方法として、最寄りの公民館に持参することも可能です。なお、意見書は、任意な様式も住所や氏名など必要な記載があれば取り扱います。

電話など口頭による意見については、意見内容が不正確となることや、齟齬になることなどのおそれがあるため、文書による提出をお願いするなどの対応をいたします。

あくまでも口頭による意見を固持した場合には、応接者が記述したうえで参考意見として取り扱いします。この場合は、実施機関の考え方は示しません。町民には責任ある意見の提出を求める趣旨から原則として氏名、

住所又は団体名、連絡先の記入が必要です。なお、無記名の場合は、実施機関の考え方は示しません。

(意見等の反映)

第九条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、政策の立案への反映に努めなければならない。

実施機関は、町民から提出された意見等を十分に考慮し、政策等に反映するように努め、政策等の決定を行います。ただし、提出された意見等にすべて拘束される訳ではありませんが、提出された多様な意見を十分考慮したうえで、最終的な判断を行うことがこの制度の趣旨となります。

(意見等の公表)

第十条 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、上里町情報公開条例(平成十三年上里町条例第十二号)第七条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

- (一) 提出された意見等
- (二) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (三) 案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

3 第一項に規定する公表については、第六条の規定を準用する。

パブリックコメントを行った政策等について、最終意思決定を行い、政策等を公表するときには、パブリックコメントに提出された意見数や意見の概要、意見に対する実施機関の考え方及び案の修正有無と修正内容を取りまとめ公表します。

この際に類似する意見や政策等とは無関係な意見については、取りまとめて記載する場合や掲載をしない場合、または実施機関の考え方を示さないことができます。

なお、公表にあたっては、意見を提出された町民の個人情報については、細心の注意を払います。

8 その他

(委任)

第十条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要なことがあれば、実施機関が統一したルールを定め実施します。パブリックコメントは実施機関ごとにそれぞれの所管課が事務手続きを進めますが、制度を円滑かつ

適正に実施するために制度の統括や管理については、総合政策課が担当します。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行し、同日以後に最終的な意思決定を行う政策等について、適用する。

(適用除外)

- 2 この告示の施行の際、現に策定に着手している政策等で、施行の日以後に早急な意思決定を行う必要があるものについては、これを適用しない。

この制度は、平成24年4月1日以降に、政策等を策定する場合にパブリックコメントを実施します。なお、この制度の施行する前にすでに策定に着手している場合で、平成24年4月1日以後ですぐにでも最終意思決定を行う必要があるものは、パブリックコメントを実施しないことができます。